右

同

示

目

次

第二千二百九十五号

三月一日

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催 公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程 ||級建築士試験及び木造建築士試験の施行...... 都市計画事業計画の変更認可...... 都市計画事業の認可..... 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出..... 技能検定試験の施行...... 公印の印影を印刷することができる文書の一部改正....... 公 告 公安委員会 選挙管理委員会 告 示 事 (建築住宅課) ... (都市計画課) ... (開発課) (総務学事課) ... 企生 (水産振興課) ... 画^活 画安 理 務 同 同 同 課 局) ... 10 _ :: · · · : 끄디 H ベ 六 \prec 껃 三

青森県告示第百二十七号

文書)の一部を次のように改正する。 平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号 (公印の印影を印刷することができる

平成十六年三月一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

第五十三号を次のように改める。

五十三 建設業者の経営事項審査に係る次に掲げるもの

- 経営規模等評価結果通知書
- 2 総合評定値通知書

青森県告示第百二十八号 平成十六年度前期技能検定試験を次のとおり施行するので、

行規則 (昭和四十四年労働省令第二十四号) 第六十六条第三項の規定により公示する。 職業能力開発促進法施

平成十六年三月一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

実施職種

1 一級及び二級

り作業)、とび (とび作業) 、左官 (左官作業) 、ブロック建築 (コンクリート 出成形作業)、強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業)、石材施工 (石張 文服製作作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業) 整備作業) 、婦人子供服製造 (婦人子供注文服製作作業) 、紳士服製造 (紳士注 盤組立て作業)、産業車両整備 (産業車両整備作業)、建設機械整備 (建設機械 業) 、電子機器組立て (電子機器組立て作業) 、電気機器組立て (配電盤・制御 ト板金作業)、仕上げ (治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作 作業)、鉄工 (製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金 (内外装板金作業、ダク 放電加工 (形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工 盤作業、数値制御旋盤作業、 木製建具機械加工作業) 、印刷 (オフセット印刷作業) 、プラスチック成形 (射 造園 (造園工事作業) 、機械加工 (普通旋盤作業、フライス盤作業、 数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、 平面研削

業)、表装(表具作業、 サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業) 、貴金属装身具製作 鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)、 仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、 防水施工 (ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業) 、内装 真(肖像写真作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業) 告美術仕上げ ブロック工事作業) 、タイル張り (タイル張り作業) 、畳製作 (畳製作作業) 、 (広告面ペイント仕上げ作業、 壁装作業)、塗装 (建築塗装作業、 広告面粘着シート仕上げ作業)、 カーペット系床仕上げ工事作業、 (貴金属装身具製作作 金属塗装作業)、広 写

2

仕上げ作業 事作業、カーペット系床仕上げ工事作業)、 広告美術仕上げ (広告面粘着シート 器組立て (電子機器組立て作業) 、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工 作業) 、仕上げ (機械組立仕上げ作業) 、機械保全 (機械系保全作業) 、電子機 作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、 園芸装飾 (室内園芸装飾作業) 、造園 (造園工事作業) 、機械加工 (普通旋盤 数値制御旋盤作業、マシニングセンタ

3 単一等級

塗料調色 (調色作業)

実施期日

学科試験

2

1 おいて、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。 実技試験は、平成十六年六月十四日 (月) から同年九月五日 (日) までの間に

平成十六年八月一日 (日) 午前十時に実施する職種

仕上げ ラスチック系床仕上げ工事作業、 造園 (造園工事作業) 、機械加工 (普通旋盤作業、フライス盤作業、 (広告面粘着シート仕上げ作業) 数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業) 、内装仕上げ施工 (プ カーペット系床仕上げ工事作業)、広告美術 平面研

平成十六年八月一日 (日) 午後一時十五分に実施する職種

、機械系保全作業) 、電子機器組立て (電子機器組立て作業) (室内園芸装飾作業) 、仕上げ (機械組立仕上げ作業)、 機械保全

 (\equiv) 平成十六年八月二十二日 (日) 午前十時に実施する職種

級及び二級

ル用サッシ施工作業)、塗装 (建築塗装作業、 レタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業) 、 造園 (造園工事作業) 、産業車両整備 (産業車両整備作業) 、防水施工 (ウ 金属塗装作業 サッシ施工 (ビ

平成十六年八月二十二日 (日) 午後一時十五分に実施する職種 級及び

(四)

プラスチック成形 (射出成形作業)、 とび (とび作業

平成十六年八月二十九日 (日) 午前十時に実施する職種

級及び二級

(五)

ラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工 事作業、ボード仕上げ工事作業)、貴金属装身具製作 (貴金属装身具製作作業) 構造物鉄工作業) 、建設機械整備 (建設機械整備作業) 、内装仕上げ施工 (プ 作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、鉄工 (製缶作業) 機械加工 (普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤

平成十六年八月二十九日 (日) 午後一時十五分に実施する職種

級及び二級

建具製作 (木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業)、印刷 (オフセット 面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業) 印刷作業)、左官 (左官作業)、畳製作 (畳製作作業)、広告美術仕上げ (広告 製作作業)、紳士服製造 (紳士注文服製作作業)、家具製作 (家具手加工作業)、 電子機器組立て (電子機器組立て作業)、婦人子供服製造 (婦人子供注文服

(七) 平成十六年九月一日 (日) 午前十時に実施する職種

写真 (肖像写真作業)

級及び二級

(J)平成十六年九月五日 (日) 午前十時に実施する職種

級及び二級

具作業、壁装作業) 業)、電気機器組立て (配電盤・制御盤組立て作業)、石材施工 (石張り作業)、 加工作業)、仕上げ 放電加工 (形彫り放電加工作業、 (タイル張り作業) 、熱絶縁施工 (保温保冷工事作業) 、表装 (表 (治工具仕上げ作業、 数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電 金型仕上げ作業、 機械組立仕上げ作

(H) 平成十六年九月五日 (日) 午後一時十五分に実施する職種

兀

(1)一級及び二級

(手積み積層成形作業)、 建築板金 (内外装板金作業、ダクト板金作業) 、 ブロック建築 (コンクリートブロック工事作業)、 強化プラスチック成形

造

単一等級 塗料調色

フラワー装飾(フラワー装飾作業

実施場所 (調色作業

- 実技試験は、 別途青森県職業能力開発協会から通知する。
- 2 削減される場合もある。 学科試験は、 次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が

青森市

弘前市

受検申請書の提出期限 十和田市

-成十六年四月五日 (月) から同月十六日 (金) まで

五 その他検定に関し必要な事項

受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会で交付する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一 青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、 七三四 九四一五) 又は青森県職業能力開発協会 (電話〇一七) 七三八 青森県商工労働部労政・能力開発課 (電話

五五六一) へ問い合わせること。

青森県告示第百二十九号

行規則 平成十六年度全期技能検定試験を次のとおり施行するので、 (昭和四十四年労働省令第二十四号) 第六十六条第三項の規定により公示する。 職業能力開発促進法施

平成十六年三月一日

実施職種

三級 基礎一級及び基礎二級

青森県知事

Ξ

村

申

吾

金属塗装作業、 鋼橋塗装作業、

本作業、商業印刷物製本作業)、プラスチック成形 (圧縮成形作業、射出成形作業) 製建具手加工作業)、印刷 (オフセット印刷作業)、製本 (書籍製本作業、雑誌製 靴下製造作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造 (紳士 線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和 制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造 (プリント配 機械保全 (機械保全作業) 、電子機器組立て (電子機器組立て作業) 、電気機器組 げ作業、 縁施工 (保温保冷工事作業) 、サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業) 、ウェルポイ 業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、 リート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業) 、防水施工 (シーリング防水工事作 ト配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業)、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)、コンク 左官 (左官作業) 、タイル張り (タイル張り作業) 、配管 (建築配管作業、プラン 建築大工 (大工工事作業) 、かわらぶき (かわらぶき作業) 、とび (とび作業) 、 ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、 材施工 (石材加工作業、石張り作業) 、ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (ハム・ インフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石 布はく縫製 (ワイシャツ製造作業) 、家具製作 (家具手加工作業) 、建具製作 (木 既製服製造作業)、寝具製作 (寝具製作作業)、帆布製品製造 (帆布製品製造作業)、 機器施工作業)、染色(糸浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、 立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉 イカスト (ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業) 、 き作業)、アルミニウム陽極酸化処理 (陽極酸化処理作業)、仕上げ (治工具仕上 板金作業)、工場板金 金属プレス加工 (金属プレス作業) 、鉄工 (構造物鉄工作業) 、 マ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、 ント施工 (ウェルポイント工事作業) 、表装 (壁装作業) 、塗装 (建築塗装作業) 工事作業、鋼製下地工事作業、 さく井 (パーカッション式さく井工事作業、 (鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業、 金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作業)、ダ (機械板金作業) 、めっき (電気めっき作業、溶融亜鉛めっ 噴霧塗装作業)、工業包装 (工業包装作業) ボード仕上げ工事作業、 軽合金鋳物鋳造作業)、 鍛造 (ハン ロータリー式さく井工事作業)、鋳 カーテン工事作業)、熱絶 カーペット系床仕上げ フライス盤作業)、 建築板金 (ダクト

二 実施期日

実技試験は、 平成十六年四月一日 (木) から平成十七年三月三十一日 (木) ま

での間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 での間において、 学科試験は、 平成十六年四月一日 別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。 (木) から平成十七年三月三十一日 (木

2 1

Ξ

- 実技試験は、 別途青森県職業能力開発協会から通知する。
- 学科試験は、 別途青森県職業能力開発協会から通知する。

受検申請書の提出期限

兀

随時受け付けをする。

その他検定に関し必要な事項

五

受検申請書の用紙及び受検案内は、 青森県職業能力開発協会で交付する。

受検申請書の提出先

2 1

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 五五六一) へ問い合わせること。 〇一七 七三四 九四一五) 又は青森県職業能力開発協会 (電話〇一七 七三八 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

青森県告示第百三十号

青

ıΣ り公示し、 る同意を求めるための届出があったので、 漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定によ 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条第一項の規定によ 届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 同令第五条第三項の規定により、 次のとお

平成十六年三月一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

むつ市海老川町一六番二四号

政 弘

青森県告示第百三十一号

ま

請の時期及び方法等)は、廃止する。 二十七条の二十九第 律第百号) 第二十七条の二十六第二項の規定による経営規模等評価の申請及び同法第 九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、 に定めたので公示し、 建設業法施行規則 一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等を次のよう (昭和二十四年建設省令第十四号。 平成八年一月二十四日青森県告示第四十号 以下「規則」という。) 第十 建設業法(昭和二十四年法 (経営事項審査の申

平成十六年三月一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

申請及び請求の時期

申請及び請求の時期及び方法

午前十時から午後三時までの間で、知事が2の〇の通知により指定した日時に行 (平成元年三月青森県条例第三号) 第一条第一項に規定する県の休日以外の日の 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求は、青森県の休日に関する条例

2 申請及び請求の方法

- 者等」という。) は、次の事項を記載した往復はがきを青森市長島一丁目一の 一青森県県土整備部監理課に送付すること。 経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をしようとする者 (以下「申請
- ア 主たる営業所の所在地

往復はがき (往信)

の裏面

- 1 商号又は名称
- ゥ 電話番号
- I 許可番号
- 経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をする旨
- 往復はがき (返信) の表面
- ア 郵便番号
- 1 主たる営業所の所在地

 $(\underline{})$

ウ 商号又は名称

 $(\underline{})$ 場所等を通知する。 知事は、○の往復はがきの到達後、申請者等に対して申請又は請求の日時、

 (\equiv) 時に、指定した場所に二の1及び2に定める書類を持参して行うこと。 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求は、 二により知事が通知した日

提出書類等

1

の十一) に工事経歴書 (規則別記様式第二号の二) を添付して行うこと。 経営規模等評価の申請は、経営規模等評価申請書 (規則別記様式第二十五号

規則第十九条の五に規定する通知書を添付して行うこと。 総合評定値の請求は、 総合評定値請求書 (規則別記様式二十五号の十一) に

示すること。

提示書類

申請者等は、申請又は請求に当たって、3の〇の申請等要領で定める書類を提

提出書類の用紙及び申請等要領の配布 提出書類の用紙の配布

社団法人青森県建設業協会 青森市安方二丁目九の一三

1の提出書類 (二の通知書を除く。) の用紙は、次に掲げる者が配布する。

電話〇一七 七二二 七六一一

弘前市大字上鞘師町一八の一 弘前商工会議所

電話〇一七二 三三 四一一一

八戸市大字売市字観音下二八の五

社団法人八戸建設業協会

電話〇一七八 二二 〇七五五

申請等要領の配布

2の提示書類等を定める申請等要領は、 次に掲げる場所において配布する。

青森市長島一丁目一の一

青森県県土整備部監理課

電話〇一七 七三四

青森市大字幸畑字唐崎七六の四

青森県土整備事務所総務室

電話〇一七 七二八 〇二〇〇

弘前市大字蔵主町四

弘前県土整備事務所総務室

電話〇一七二 三二 〇二八二

八戸市大字尻内町字鴨田七

八戸県土整備事務所総務室 電話〇一七八 二七 五一五一

五所川原市字栄町一〇

五所川原県土整備事務所総務室

電話〇一七三 三五 二一〇五

十和田市西十二番町二〇の一二

十和田県土整備事務所総務室

電話〇一七六 二三 四三一一

むつ市中央一丁目一の八

むつ県土整備事務所総務室

電話〇一七五 二二 一二三二

西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字鳴戸三八四の三七

鰺ケ沢県土整備事務所総務室

電話〇一七三 七二 三一三五

経営規模等評価手数料及び総合評定値通知手数料

Ξ

手数料の額

経営規模等評価手数料

八千百円に、評価を受けようとする建設業一種類につき二千三百円として計

算した額を加算した額

総合評定値通知手数料

四百円に、通知を受けようとする建設業一種類につき二百円として計算した

額を加算した額

2 納付方法

青森県収入証紙をもって納付すること。

経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

兀

経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書を申請者等に郵送することによ

施行者の名称

り行う。

五

問い合わせ先

青森市長島一丁目一の一 青森県県土整備部監理課

電話〇一七 七三四 九六四〇

青森県告示第百三十二号

規定により次のとおり告示する。 都市計画公園事業を平成十六年二月二十三日認可したので、同法第六十二条第一項の 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定により、 弘前広域

平成十六年三月一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

弘前市

都市計画事業の種類

弘前広域都市計画公園事業 (二・二・七十三号広野第三公園

事業施行期間

青

平成十六年三月一日から平成十七年三月三十一日まで

1 収用の部分 兀

青森県弘前市大字大清水字下広野地内

2 使用の部分

青森県告示第百三十三号

において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 計画広場事業の事業計画の変更を平成十六年二月二十三日認可したので、同条第二項 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、青森都市

平成十六年三月一日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

公

一級建築士試験及び木造建築士試験の施行

り公告する。 建築士法施行細則 (昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号) 第十四条の規定によ 平成十六年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県

平成十六年三月一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

試験の日時及び場所

二級建築士試験

(1) 学科試験 日時

平成十六年七月四日 (日) 午前十時

(2)場所

青森市篠田三丁目一六の一

青森県立青森工業高等学校

(___) 設計製図試験

青森市 施行者の名称

_ 都市計画事業の種類

青森都市計画広場事業 (第一号駅前公園)

Ξ 事業施行期間

昭和五十九年二月二日から平成十八年三月三十一日まで

兀

事業地

収用の部分 変更なし

2 使用の部分

なし

(1)

日時

青 森

> (1)日時

平成十六年九月二十六日 (日) 午前十一時三十分

(2)

青森市篠田三丁目一六の

青森県立青森工業高等学校

木造建築士試験

2

(1)学科試験 日時

平成十六年七月二十五日 (日) 午前十時

青森市篠田三丁目一六の 青森県立青森工業高等学校

(2)

場所

設計製図試験

平成十六年十月十日 (日) 午前十一時三十分

(2)場所

青森市篠田三丁目一六の一

青森県立青森工業高等学校

二 受験申込手続

1 受験申込書受付期間

平成十六年四月十二日 (月) から同月十六日 (金) まで (ただし、八戸市での

受付は同月十三日 (火) までとする。)

2 受験申込書受付場所

青森市安方二丁目九の一三 青森県建設会館

八戸市一番町九の二二

ユートリー

受験申込書類及び添付書類等

センチメートルの無帽、 受験申込書 (平成十六年一月以降に撮影した縦五・五センチメートル、 無背景、 正面上三分身を写した証明写真をちょう付し 横四

務経験についての証明書 受験資格があることを証明する学校卒業証明書、検定合格証明書、

受験申込用紙の請求先

社団法人青森県建築士会・建築士会各支部へ請求すること

Ξ 合格発表

学科試験 平成十六年九月七日頃

設計製図試験 平成十六年十二月九日頃

2

兀 その他

試験に関する問い合わせについては、 社団法人青森県建築士会 (電話〇一七 七

七三 二八七八) に電話すること。

試験機関である財団法人建築技術教育普及センター に行わせる。 なお、試験実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項の都道府県指定

挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月一日

青絲県選挙管理委員会委員長

田

中

正

Ξ

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

示第五十五号)の一部を次のように改正する。 公職選挙法等の施行等に関する規程(昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告

第二十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

するときは、第三十五号様式の二に準じてしなければならない。 人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例) 第三項の規定による告示を 市町村委員会は、令第六十五条の十三 (在外選挙人名簿に登録されている選挙

2

第二十五条第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

第二十六条及び第三十条第一項中「不在者投票用封筒」を 「投票用封筒」 に改める。

第四十五条中「第三項」を「第四項」に改める。

その他実

における在外投票の送致) 第一項」を削る。 第五十条の二中「郵便」を「郵便等」に改め、「又は令第六十五条の十六 (市町村

第五十条の三中「、令第六十五条の十六第二項」を削る。

(外封筒)

船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名交付年月日 年 月 日交付市町村名

郡 (市)

町 村

2.4cm

注 1

規格はおおむねの寸法である。

2

在外投票を行う選挙の場合にあっては、

表面の

「投票者 (代理記載人

 $\stackrel{\smile}{}$ は

何

(外

注意

自分で書いてください。 また、代理記載人欄の氏名は、代理記載人が必ず 投票者欄には、選挙人の氏名を記載してください。

裏

投票年月日

年

月

日投票場所

不在者投票管理者

立

숲

十五条の十三第三項の規定により告示する。 したので、 登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を次のとおり指定 第三十五号様式の二 (第二十二条関係 市 第三十五号様式の次に次の様式を加える。 第百五十五条中「不在者投票用封筒」を「投票用封筒」に改める。 可 村 公職選挙法施行令 年 選挙管理委員会告示第 月 月 日 日執行の何選挙における在外選挙人名簿に (昭和二十五年政令第八十九号) 第六 号

第四十一号樣式 (第二十五条関係) 第四十一号様式中外封筒を次のように改める。 期日前投票所所在地 市 可 村 選挙管理委員会委員長 氏 名

表 何 選挙 不 在 者 投 票 (外 筒) 封 印 注意 投票者 (代理記載人 17.5cm 投票者欄の氏名は必ず 自分で書いてください。
 名簿番号
 性別

 ページ
 男

 番
 女
投票区 住 所 1.5cm 1.5cm 2 cm 6mm 7.3cm

裏 表 (外封筒 (令第五十九条の四第二項の規定により請求を受けた場合) 2.4cm 注 選挙 規格はおおむねの寸法である。 郵便等による不在者投票 封 筒) 投票記載場所投票記載年月日 印 して投票の記載をさせました。 右の年月日及び場所において次の代理記載人を 番地 番り 町 (村) 代理記載人 17.5cm 郡年 月 性別 男 女 投票区 住 所 名簿番号 町日 ページ 村

1.5cm

1.5cm

番

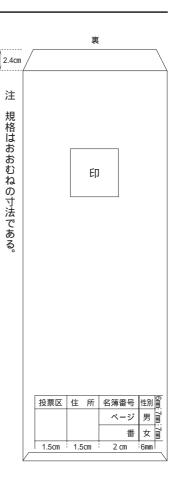
2 cm

(在外選挙人の投票に使用 投票者 (代理記載人 _ と記載するものとする。

第四十二号樣式 (第二十五条関係

第四十二号様式中外封筒を次のように改める。 (外封筒 (令第五十九条の四第一項の規定により請求を受けた場合) 何 選挙 郵便等による不在者投票 (外 封 筒) 投票記載場所 投票記載年月日 注意 いたしました。 右の年月日及び場所において自ら投票の記載を 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。 投票者 17.5cm 県 郡 年 番地 市 月 日 町 村

表



第四十六号様式中「不在者投票用封筒」 を「斑淵田野画」に改める。

第四十八号様式中 不 在 者 投票用外封筒 不 在 者 投票用内封筒 を 投票用外封筒 投票用内封筒 ľ

「郵便による

不在者投票用封筒分」や「郵便等による不在者投票に用いる投票用封筒分」に改める。

十条の三の改正規定並びに第三十五号様式の二及び第四十一号様式の改正規定は、平 この規程は、告示の日から施行する。ただし、第二十二条、第五十条の二及び第五

公 安 委 員

成十六年四月一日から施行する。

青森県公安委員会告示第十二号

取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令 り、猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の (昭和三十三年政令三十三号) 第五条の八第二項の規定により公表する。 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第五条の三第一項の規定によ

平成十六年三月一日

青絲県公安委員会委員長 櫛 引 利

貞

講習会の日時及び場所

二月十八日	八月二十七日	七月十五日	六 // 月十八日	五 " 月 十 一 日	四月二十二日	年月日	開
"	II	II	"	II	十五分まで から午前八時五 十五分まで	受付時間	催日
"	"	"	"	"	後三時まで	講習時間	時
青森県警察本部青森市新町二丁目三の	五所川原市字栄町六の	十和田市西六番町一	弘前市大字八幡町三丁目三	八戸市城下一丁目一六の二	黒石警察署用石警察署	記	7 1
部三の一	宗署 の一	者 凹 の 四 一	目三	六の二	目四七の	FI.	

二 講習科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

2

猟銃用火薬類に関する法令

Ξ

受講者の資格

1 けようとする者 受講手続 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受

署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真 (提出前六月以内

五月十二日

<u>თ</u>

弘前警察署

五

八戸警察署

八戸市城下一丁目一六の二

弘前市大字八幡町三丁目三

青森市新町二丁目三の

青森県警察本部

四月二十八日

五月十七日

"

撮影年月日を記入したもの)二枚を添えて提出すること。に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び

五 講習修了証明書の交付 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

したかどうかを考査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得

青森県公安委員会告示第十三号

(昭和三十三年政令第三十三号)第五条の八第二項の規定により公表する。取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令り、猟銃若しくは空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定によ

平成十六年三月一日

講習会の日時及び場所

	7まで 後四時まで 十和田警察署 九月三日 十五分まで後零時五 佐一時から午 十和田市西六番町一の四一 1月三日 から午後零時五7時三十分 1年後一時から午 十和田市西六番町一の四一 1年後零時三十分	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7まで 人戸警察署 -後零時五 後四時まで 大後一時から午 五 マ時三十分 大後一時から午 八戸市城下一丁目一六の二 "	17 時間 講習時間 18 計 19 10 10 10 10 10 11 10 12 10 12 10 13 10 14 10 15 10 16 10 17 10 18 10 19 10 10		所	ř I
むつ市中央一丁目三の三三 九月九日	九 " 月 三 日	八 <i>"</i> 月 十 日	七月二十九	七月二十二	"		
"	十五分まで十五分まで	十五分まで十五分まで			,	n.	"
<i>II</i>	後四時まで	午前九時から正	"	1.	,	"	"

三の六

五戸警察署

三戸郡五戸町字下モ沢向

五所川原市字栄町六の

三尸警察署

五所川原警察署

四月十六日

年

月

日

受

付

開

催

大鰐警察署	三戸郡三戸町大字同心町字			"
道添七	道常津大	"	"	七月一日
八戸市城下一丁目一六の二	五八戸市城	n	"	六月二十五日 日
黒石警察署	一 黒石市北	"	"	六 月 十 日
三沢警察署三沢市平畑一丁目一の三八	三沢市平	11	II.	六 月 三 日
弘前警察署 弘前警察署 弘前警察署	の 弘 前 ホ 大	"	"	五月二十八日

弘前市大字八幡町三丁目三	"	"	十 <i>"</i> 月 十日
十和田警察署	"	II .	十二月二日
八戸市城下一丁目一六の二	"	II .	日十"月二十五五
黒石警察署用石管祭署	11	II.	十一月十八日
五戸警察署三戸郡五戸町字下モ沢向一	11	"	十 " 月 十 一 日
三戸警察署三戸郡三戸町大字同心町字	"	II	十月二十九日
むつ警察署	"	n.	十 "月二十一日
三沢警察署三沢市平畑一丁目一の三八	11	"	十月十四日
鰺ケ沢警察署 二〇七 四津軽郡鰺ケ沢町大字本町	11	"	十月七日
七戸警察署 四九 上北郡七戸町字大沢五七の	11	11	九月二十八日
金木警察署 本本警察署 本本警察署	11	II	九月十六日

二講習科目

三月四日

11

<u>თ</u>

弘前警察署

弘前市大字八幡町三丁目三

野辺地警察署

の

上北郡野辺地町字新町裏

|月二十五日

月二十一日

苗代沢三

蟹田警察署

東津軽郡蟹田町大字中師字

平成十七年

一月十四日

十五分まで から午後零時五 午後零時三十分

> 後四時まで 午後一時から午

> > 五所川原市字栄町六の

五所川原警察署

十二月十七日

十五分まで

から午前八時五 午前八時三十分

午まで午まで

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 猟銃用火薬類に関する法令

受講者の資格

新を受けようとする者

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更

- に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び 署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真 (提出前六月以内 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察
- 講習修了証明書の交付 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

撮影年月日を記入したもの) 二枚を添えて提出すること。

講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付

兀 受講手続

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市古川二丁目一七番五号(印刷所・販売人)

(一定価小口一枚二付十五円一銭) 毎週月・水・金曜日発行